

平成 26 年 5 月 27 日

復興庁

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第五弾)の公表について

本日、第7回目の「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を開催し、提案された施策のパッケージ化を行い、「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）」としてとりまとめましたのでお知らせします。

今般、住宅再建や復興まちづくりが進む中、高台移転の宅地造成が完成した地区で、被災者の皆様が速やかに住宅を再建できるよう、民間住宅の自立再建の支援を中心とした施策パッケージを策定するとともに、復興の各ステージでより効率的に事業を進めることができるよう講じた措置をとりまとめました。

【加速化措置（第五弾）のポイント】

（1）「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定

復興事業による宅地整備等に対応した民間住宅の自立再建を支援するため、造成された宅地を被災者に早期に引き渡す手順や被災者が住宅を再建する際の具体的な相談への対応方策を「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」として、被災地方公共団体に周知し施策の展開を図るとともに、取組内容の強化を図りました。

（2）「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定

所有者不明、相続登記未了（遺産分割協議中）等の復興事業用地について、土地収用手続の活用が増加が見込まれることから、今般の東日本大震災復興特別区域法の一部改正も踏まえ、これまでの加速化措置に加えて、地方公共団体の負担軽減や土地収用手続の迅速化を強化して、「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」としてとりまとめました。

（3）円滑な施工確保対策の更なる強化

本年1月にとりまとめた加速化措置（第四弾）以降も、復興事業の円滑な施工を確保するため、災害公営住宅の供給円滑化や実勢価格を契約価格に適切に反映する等の措置を講じてきました。

今後とも、被災者の皆様が一日も早く安心して暮らせるよう、事業の進展や社会状況の変化に伴い生じる新たな復興のステージの課題に対して柔軟かつ迅速に対応し、復興事業の加速化に努めて参ります。

【添付資料】

資料1： 加速化措置（第五弾）の主なポイント

【参考資料】

参考資料1： 東日本大震災復興特別区域法等における土地収用法の特例について

参考資料2： 不明裁決申請に係る権利者調査のガイドラインについて

【連絡先】

復興庁 インフラ構築班 笹森、大谷、恒岡

電話：03-5545-7428